

実務研究

日本税務会計学会

平成18年6月 月次研究会



佐久間裕幸〔本郷〕

会社法における資本概念について

1 旧商法における資本に関する原則

会社法には体系がなくわかりにくいという声がある。旧商法においては、会社の資本に関して、株主責任が有限責任であることから、会社の財産的基礎となるものは会社財産のほかになく、3つの原則が厳格に存在し、この原則の下に資本に関する諸規制が存在していた。旧商法の株式会社編の中をこれらの原則が貫いていたため、演繹的な体系の下に、商法の条文を読み解くことができ、取引安定性の確保の要請（取引相手の保護）と会社の資本充実の要請（債権者保護）のいずれを重視すべきかといった検討をする際にも論理の積み重ねが可能となっていた。

旧商法における資本に関する三原則は鈴木竹雄著「会社法（全訂第一版）」の分類によると次のようになっている。

(1) 資本充実・維持の原則
資本は、会社財産の確保をはかるための基準たる一定の金額であるから、資本

額に相当する財産が現実には保有されねばならない。額面株式の額面以下の発行の禁止（旧商法202③）、発行価額の全額払込みまたは現物出資全部の履行（旧商法170①、177①、280の7ほか）、現物出資等の厳格な検査（旧商法173ほか）、発起人の払込担保責任（旧商法192、280の13）などがこれに当たる。また、配当可能利益（旧商法290）の規定、利益準備金の積立て（旧商法288）の規定もこの原則として位置づけられている。

(2) 資本不変の原則
資本維持の標準となる資本の減少が自由に許されるならば、それに伴って会社の財産も減少するため、資本維持の原則は無意味に帰してしまふ。そのため、資本の自由な減少を許さないことが必要となり、これが資本不変の原則と言われている。資本減少の規定が厳格な手続きを要するのは、この原則によるものとされている。

(3) 資本確定の原則
本来は、授權資本制度が導入される昭和25年改正前の原則であるが、授權資本制度導入後も設立の際その株式全部の引受けが確定することを要求する形で残っていた。ただし、設立後の新株発行においては、引き受けが発行株式数の全部に達しないときも、その引き受け及び払い込みがあった部分のみで新株発行の効力が生ずるものとしている（旧商法280の2一、280の9）。

また、物的会社（株式会社と有限会社）は、債権者にとって担保になるのが唯一資本であるから、この充実が重要であり、維持し、不変であることが要請事項であるのに対し、人的会社では、労務出資が認められるなど、資本に関する原則を強く機能させる必要がないため、こうした観点からも会社の体系を認識することができていた。

しかし、旧商法では、資本の充実の原則と言いつつも、赤字が続いて、債務超過となっている会社でも市場からの撤退が促されるわけではなかった。そのため、資本の充実・維持に力を入れても、結果としての資本の欠損が起れば債権者保護も実現し得ない。これを受けて、会社法の検討プロセスにおいて、資本の三原則を堅持することへの疑問が生じたものと思われる。そして、資本金および資本準備金という払込資本を中心とする資本概念から、資産と負債の差額概念としての純資産の状態を開示させることが重要であると、発想の転換がなされたものと理解される。この結果、株主持分を示す資本の部の区分の持つ意味が軽くなり、区分間での振替も自由とされ、資本

の部自体も純資産の部と呼ばれることとなった（会社計算規則105①三）。ただし、会社計算規則の中で、会計原則からの要請を受けて、資本金及び資本剰余金と利益剰余金の区分についての規定が置かれていた（会社計算規則48以下）。こうした考えを基にすれば、以下のような規制の会社法での取扱いの理解が可能となる。①現物出資の規制の緩和（会33⑩、207⑨）、②事後設立の廃止、③発起設立と増資における現物出資に関する発起人、取締役のてん補責任を無過失責任から過失責任に変更（会52①、213①）、④設立での資本金1円の容認、減資の結果としての資本金0円の容認（会447）、⑤純資産額が300万円を下回る場合の配当制約（会458）、⑥欠損てん補の減資

2 会社法における資本に関する原則

決議は普通決議（会309②九）、⑦準備金として資本金の4分の1相当額を維持する制度の廃止（会448）。以下、これらの規定の概要を説明する。

(1) 現物出資の規制の緩和
現物出資は、金銭以外の財産による出資である。対価となる現物出資財産を不当に高く評価することにより資本の充実が損なわれることで債権者を害する危険があることから、旧商法は、原則として検査役による調査を義務付けていた。しかし、払込額の瑕疵があっても少額で、取締役等のてん補責任で賄える範囲であれば検査役の調査は不要である。そのため、資本金の5分の1基準を廃止して、現物出資財産の総額が500万円以下などの場合には検査役の調査を不要とした（会33⑩、207⑨）。

(2) 事後設立の廃止
旧商法では、財産引受け（会28二）の潜脱防止のために、会社成立後2年以内に、資本の額の20分の1以上の対価をもって財産を取得する事後設立も検査役調査の対象としていた。しかし、M&Aのスキームに制限が生じるなど実務界からの批判があった。会社法制度でも「会社が事業活動に伴い取得する財産の価格の適正性の判断は、取締役が会社の業務を行う上で最も基本的な判断であり、善管注意義務の範囲内で行われるべき事項である」と廃止理

由を説明している。すなわち、資本充実の原則による債権者保護ではなく、取締役の責任による債権者保護へと転換したといえよう。

(3) 現物出資に関する発起人、取締役のてん補責任
旧商法では、現物出資等の財産価格てん補責任について、株式会社が発起人・取締役が無過失責任を課していた。金銭出資の上で財産を取得する場合には取締役は一般的な任務懈怠責任を負い、過失責任である。ところが財産の取得と株式の発行がセットになった現物出資においてはのみ無過失責任とするのでは実質的に同じ行為についての責任関係が異なることになる。そのため、発起設立や募集株式の発行においては、財産価格の調査について過失がないことを証明した場合に限りてん補責任を負わないこととなった（会52①、213①）。

(4) 設立での資本金1円の容認等
すでに述べたように最低資本金制度により会社設立時に債権者保護を考慮しても、その後の赤字で債務超過になってその企業を市場から退出させる手段が旧商法にはなかった。加えて、平成15年2月施行の中小企業挑戦支援法でいわゆる1円起業が認められ、多くの会社設立に利用されたという実績もあった。このため、資本金1円以上で会社設立ができ、減資の結果として会社の資本金が0円となることも可能とされた（会447②）。

3 まとめ

こうした規制の変化は、すべて実質的な資本充実・維持を図りつつ、実務上の利便性、合理性を追求した結果出てきたものであると理解される。過去からの資本の三原則は、株式の額面の廃止その他の度重なる資本と株式との関係を切断する改正を経て形骸化していた面があった。会社法では、真に役立つ債権者保護とはなんであるかという観点から、体系を再構築したのだとも理解できよう。古くからの体系を捨てたからといって、無秩序な法律ができたとは解すべきではない。「資本の部」から「純資産の部」という名称の変化も、利益処分から株主資本等変動計算書への変化も単に会計制度を丸呑みしただけではないと考えることもできるのである。

決議によるものとし、かつ、債権者保護手続も不要とした（会449①）かっこを下回る場合の配当制約（株主に配当するには、弁済順位が優先する会社債権者に300万円の純資産を蓄積した上でなければ配当できないという剰余金分配規制である（会458）。資本の額の維持を図るよりも、現実的な債権者保護策であるといえる。

(7) 準備金として資本金の4分の1相当額を維持する制度の廃止
旧商法では、資本維持の原則の立場から法定準備金として資本金の4分の1を超える部分しか取り崩せないという立場を取っていた。このため、法定準備金の減少に際しては、減少後、資本の4分の1以上に相当する額の法定準備金を残さなければならず、それを超えて取り崩したい場合には、法定準備金を維持して、先に資本を減少させなければならぬ矛盾があった。会社法では、欠損てん補の場合を除き債権者保護手続は要するもの、特別の理由がなくとも株主総会の普通決議で取崩しができるものとされた（会448①、449①）。